# 第Ⅵ章　推進目標

# 第Ⅵ章　推進目標

## １.安心して産み育てるための支援

### (1)安全な妊娠、出産のために

| 推進事業項目 | 令和２年度<br>実施事業量等 | 目標 | 令和６年度<br>目標事業量等 | 目標達成<br>予定年度 |
|---|---|---|---|---|
| 妊婦一般健康診査 | 医療機関委託で実施 | 継続 | 医療機関委託で実施 | |
| 妊婦健診交通費助成事業 | 実施 | 継続 | 実施 | |
| 妊産婦訪問 | 新生児訪問に合わせて産婦訪問を実施<br>ハイリスク妊婦の訪問 | 継続 | 新生児訪問に合わせて産婦訪問を実施<br>ハイリスク妊婦の訪問 | |
| 妊婦教室 | 実施 | 継続 | 実施 | |

### (2)子どもと母親の健康のために

| 推進事業項目 | 令和２年度<br>実施事業量等 | 目標 | 令和６年度<br>目標事業量等 | 目標達成<br>予定年度 |
|---|---|---|---|---|
| 新生児訪問、低出生体重児訪問 | 全戸訪問の実施 | 継続 | 全戸訪問の実施 | |
| 乳児家庭全戸訪問事業 | 全戸訪問の実施 | 継続 | 全戸訪問の実施 | |
| 養育支援訪問事業 | 訪問の実施 | 継続 | 訪問の実施 | |
| 母子保健推進員活動 | 保健推進員活動として実施 | 継続 | 保健推進員活動として実施 | |
| 乳児健康診査<br>（４か月、６か月） | 実施回数 12 回 | 継続 | 実施回数 12 回 | |
| １歳６か月児健康診査 | 実施回数６回 | 継続 | 実施回数６回 | |
| ３歳児健康診査 | 実施回数６回 | 継続 | 実施回数６回 | |
| フッ素塗布 | 市内歯科医院で随時実施 | 継続 | 市内歯科医院で随時実施 | |
| 栄養指導 | 乳幼児健診時に実施 | 継続 | 乳幼児健診時に実施 | |
| 歯科指導 | 幼児健診及び１才時に歯科指導の実施 | 継続 | 幼児健診及び１才時に歯科指導の実施 | |
| 予防接種（ＢＣＧ・四種混合・二種混合・ポリオ・風しん・麻しん・ヒブ・肺炎球菌・Ｂ型肝炎・日本脳炎） | 医療機関に委託で実施 | 継続 | 医療機関に委託で実施 | |
| 乳がん、子宮がん検診 | 集団検診で実施 | 継続 | 集団検診で実施 | |
| 育児相談 | 月１回開催及び窓口、電話随時 | 継続 | 月１回開催及び窓口、電話随時 | |
| ブックスタート事業 | 実施件数　60 人 | 継続 | 実施件数　60 人 | |

### (3)小児医療の充実

| 推進事業項目 | 令和２年度<br>実施事業量等 | 目標 | 令和６年度<br>目標事業量等 | 目標達成<br>予定年度 |
|---|---|---|---|---|
| 休日緊急当番医設置 | 設置 | 継続 | 設置 | |
| 近隣市町村との連携 | 設置 | 継続 | 設置 | |

### (4)思春期保健対策

| 推進事業項目 | 令和２年度<br>実施事業量等 | 目標 | 令和６年度<br>目標事業量等 | 目標達成<br>予定年度 |
|---|---|---|---|---|
| 「性」に関する健全な意識の涵養 | 授業教科での取組 | 継続 | 授業教科での取組 | |
| 学校における性教育の充実 | 授業教科での取組 | 継続 | 授業教科での取組 | |
| 喫煙、飲酒、薬物防止教育の実施 | 授業教科での取組 | 継続 | 授業教科での取組 | |

### (5) 不妊治療対策の推進

| 推進事業項目 | 令和２年度<br>実施事業量等 | 目標 | 令和６年度<br>目標事業量等 | 目標達成<br>予定年度 |
|---|---|---|---|---|
| 不妊治療対策の推進 | 道と市の事業で実施 | 継続 | 道と市の事業で実施 | |

### (6)食育の推進

| 推進事業項目 | 令和２年度<br>実施事業量等 | 目標 | 令和６年度<br>目標事業量等 | 目標達成<br>予定年度 |
|---|---|---|---|---|
| 「食育」の推進 | 啓発実施<br>年１回の栄養教諭による学校訪問指導の実施 | 継続 | 啓発実施<br>年１回の栄養教諭による学校訪問指導の実施 | |

## ２．みんなで健やかな子育て支援

### （1）地域での支援

| 推進事業項目 | 令和 2 年度<br>実施事業量等 | 目標 | 令和 6 年度<br>目標事業量等 | 目標達成<br>予定年度 |
|---|---|---|---|---|
| 子育てボランティア養成講座 | 開催検討 | 継続 | 開催検討 | |
| 民生委員児童委員、主任児童委員活動 | 活動延件数 270 件<br>参加延人数 270 人 | 継続 | 活動延件数 270 件<br>参加延人数 270 人 | |
| 読み聞かせボランティア | 実施回数 21 回 | 継続 | 実施回数 21 回 | |

### （2）施設での支援

| 推進事業項目 | 令和 2 年度<br>実施事業量等 | 目標 | 令和 6 年度<br>目標事業量等 | 目標達成<br>予定年度 |
|---|---|---|---|---|
| 地域子育て支援センターの充実 | 設置箇所 1 か所 | 継続 | 設置箇所 1 か所 | |
| 児童館の充実 | 設置箇所 1 か所<br>利用者 13,000 人 | 継続 | 設置箇所 1 か所<br>利用者 13,000 人 | |
| 学校統廃合 | 小学校 2 校、中学校 2 校を維持する。 | 充実 | 学校統合は行わず、小学校２校、中学校２校が維持できるよう、岡山地区の移住・定住を促進する。 | |

### （3）情報の提供

| 推進事業項目 | 令和 2 年度<br>実施事業量等 | 目標 | 令和 6 年度<br>目標事業量等 | 目標達成<br>予定年度 |
|---|---|---|---|---|
| 広報の情報提供 | 年２回 | 充実 | 年２回 | |
| ホームページでの情報提供 | 継続開設 | 継続 | 継続開設 | |
| 児童館、子育て支援センターだよりの発行 | 児童館だより発行 12 回 | 継続 | 児童館だより発行 12 回 | |

### (4)経済的な支援

| 推進事業項目 | 令和 2 年度<br>実施事業量等 | 目標 | 令和 6 年度<br>目標事業量等 | 目標達成<br>予定年度 |
|---|---|---|---|---|
| 児童手当支給 | 国事業で実施延 4,316 名 | 継続 | 国事業で実施延 4,316 名 | |
| 乳幼児医療費助成 | 乳幼児への医療給付実施 | 継続 | 乳幼児への医療給付実施 | |
| 子どもの医療費助成事業 | 子育てしやすい環境を育むため、18 歳以下の子どもの医療費助成を行う。 | 充実 | 令和３年度までの時限措置として実施している事業であり、事業効果を検証した上で、継続について検討する。 | 令和３年度 |
| 義務教育就学援助 | 学用品、修学旅行費等の補助 | 継続 | 学用品、修学旅行費等の補助 | |
| 保育所使用料の軽減（保育所） | 第２子 1/2、第３子以降０円 実施延人数 221 人/軽減延金額 2,805 千円 | 継続 | 第２子 1/2、第３子以降０円 実施延人数 221 人/軽減延金額 2,805 千円 | |
| 少子化対策支援事業 | 継続実施。ただし、令和２年10月からは保護者が負担した給食費相当分を商品券で助成し実質無料化とする。 | 継続 | 他の子育て施策は令和３年度に事業の評価を行うこととしており、その評価結果によって、見直しを検討する。 | 令和３年度 |
| 若者移住定住促進家賃助成事業 | 若者世帯の転入の増加を図るため、家賃助成を行う。 | 継続 | 令和３年度までの時限措置として実施している事業であり、事業効果を検証した上で、継続について検討する。 | 令和３年度 |
| 乳児紙おむつ購入費用助成事業 | 出生数及び転入児の増加を図るため、引換券を交付する。 | 継続 | 令和３年度までの時限措置として実施している事業であり、事業効果を検証した上で、継続について検討する。 | 令和３年度 |
| 保育所使用料・副食費助成事業<br>幼稚園副食費助成事業 | 経済的負担の軽減を図り、転入及び市内児童の入所を受け入れるため商品券を交付する。 | 継続 | 令和３年度までの時限措置として実施している事業であり、事業効果を検証した上で、継続について検討する。 | 令和３年度 |
| 結婚新生活支援事業 | 結婚に伴う経済的負担を軽減し、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用の助成を行う。 | 継続 | 令和３年度までの時限措置として実施している事業であり、事業効果を検証した上で、継続について検討する。 | 令和３年度 |

### (5)職場における支援

| 推進事業項目 | 令和 2 年度<br>実施事業量等 | 目標 | 令和 6 年度<br>目標事業量等 | 目標達成<br>予定年度 |
|---|---|---|---|---|
| 育児休業取得啓発 | ハローワークとの連携を行い市 HP、チラシ等により周知 | 継続 | ハローワークとの連携を行い、市 HP、チラシ等により周知 | |
| 再就職支援 | ハローワークとの連携を行い市 HP、チラシ等により周知 | 継続 | ハローワークとの連携を行い、市 HP、チラシ等により周知 | |
| 労働時間の短縮 | ハローワークとの連携を行い市 HP、チラシ等により周知 | 継続 | ハローワークとの連携を行い、市 HP、チラシ等により周知 | |

### (6)保育サービスの充実

| 推進事業項目 | 令和２年度<br>実施事業量等 | 目標 | 令和６年度<br>目標事業量等 | 目標達成<br>予定年度 |
|---|---|---|---|---|
| 保育所環境整備<br>（改築、大規模修繕） | 保育所・児童館の破損個所の修繕 | 継続 | 整備検討 | |
| 一時保育 | 設置箇所２か所<br>延利用数 15 件 | 継続 | 設置箇所２か所<br>延利用数 15 件 | |
| 延長保育 | 延長保育利用者数 277 人<br>延長保育利用者延 2,167 人 | 継続 | 延長保育利用者数 336 人<br>延長保育利用者延 2,628 人 | |
| 夜間保育 | 実施検討 | 充実 | 実施検討 | |
| 休日保育 | 実施検討 | 充実 | 実施検討 | |
| 待機児童対策 | 待機児童なし | 継続 | 待機児童なし | |
| 保育ママ紹介事業 | 継続実施　利用児童数１件<br>１日 | 継続 | 継続実施　利用児童数１件<br>３日 | |
| 学童クラブ<br>（放課後児童クラブ） | ２か所　登録者数 90 名 | 継続 | ２か所　登録者数 90 名 | |
| 職員研修の充実 | 参加者 15 名程度 | 継続 | 参加者 15 名程度 | |

### (7)児童虐待及びＤＶ防止対策の充実

| 推進事業項目 | 令和２年度<br>実施事業量等 | 目標 | 令和６年度<br>目標事業量等 | 目標達成<br>予定年度 |
|---|---|---|---|---|
| 要保護児童対策地域協議会 | 代表者会議　年１回開催 | 継続 | 代表者会議　年１回開催 | |
| 家庭児童相談員の配置 | 配置１名 | 継続 | 配置１名 | |

### (8)ひとり親家庭の自立支援

| 推進事業項目 | 令和２年度<br>実施事業量等 | 目標 | 令和６年度<br>目標事業量等 | 目標達成<br>予定年度 |
|---|---|---|---|---|
| 母子・父子自立支援員の配置 | 配置１名 | 継続 | 配置１名 | |
| 母子福祉資金貸付 | 道事業で実施 | 継続 | 道事業で実施 | |
| 児童扶養手当支給 | 国事業で実施　延 1,183 名 | 継続 | 国事業で実施　延 1,183 名 | |
| ひとり親家庭医療費助成 | 道事業で実施 300 名 | 継続 | 道事業で実施 300 名 | |
| シングルマザー安心サポート事業 | 資格取得を目指すシングルマザーに対する経済的支援を図り、シングルマザーの安定した生活と移住定住の促進を図る。 | 継続 | 令和３年度までの時限措置として実施している事業であり、事業効果を検証した上で、継続について検討する。 | 令和３年度 |

### (9)障がい児施策の充実

| 推進事業項目 | 令和２年度<br>実施事業量等 | 目標 | 令和６年度<br>目標事業量等 | 目標達成<br>予定年度 |
|---|---|---|---|---|
| 特別児童扶養手当支給 | 国事業で実施　延 120 名 | 継続 | 国事業で実施　延 120 名 | |
| 心身障がい児通園事業 | 通園費の補助<br>通園施設運営に伴う支援 | 継続 | 通園費の補助<br>通園施設運営に伴う支援 | |
| ことばの教室 | 設置箇所　１か所 | 継続 | 設置箇所　１か所 | |
| 障害児保育事業 | 受入保育所２か所<br>入所者数１名 | 継続 | 受入保育所２か所<br>入所者数１名 | |
| 心身障がい児短期入所事業 | 随時受付・実施 | 継続 | 随時受付・実施 | |
| 補装具交付、修理 | 国事業で実施　２名２件 | 継続 | 国事業で実施　２名２件 | |
| 重度心身障害者医療助成 | 重度心身障害者への医療給付実施。390 名 23,292 千円 | 継続 | 重度心身障害者への医療給付実施。390 名　30,000 千円 | |

### (10)余裕教室・空き教室等の有効活用

| 推進事業項目 | 令和２年度<br>実施事業量等 | 目標 | 令和６年度<br>目標事業量等 | 目標達成<br>予定年度 |
|---|---|---|---|---|
| 余裕教室・空き教室の有効活用 | 児童数の今後の推移を見ながら対応検討 | 継続 | 児童数の今後の推移を見ながら対応検討 | |

### (11)専門的人材を認定・登録

| 推進事業項目 | 令和２年度<br>実施事業量等 | 目標 | 令和６年度<br>目標事業量等 | 目標達成<br>予定年度 |
|---|---|---|---|---|
| 育児・保育コーディネーター・アドバイザー認定・登録 | 認定・登録検討 | 継続 | 認定・登録検討 | |

## ３．健全な成長のための支援

### (1)子どもの権利の保護

| 推進事業項目 | 令和２年度<br>実施事業量等 | 目標 | 令和６年度<br>目標事業量等 | 目標達成<br>予定年度 |
|---|---|---|---|---|
| 「子どもの権利条約」啓発事業 | 市広報紙等による周知 | 充実 | 市広報紙等による周知 | |

### (2)体験機会の拡大

| 推進事業項目 | 令和２年度<br>実施事業量等 | 目標 | 令和６年度<br>目標事業量等 | 目標達成<br>予定年度 |
|---|---|---|---|---|
| 自然体験カヌーで遊ぼう野外宿泊研修会 | 実施回数１回<br>定員 50 名 | 継続 | 実施回数１回<br>定員 50 名 | |
| 子ども書き初め大会 | 実施回数１回 | 継続 | 実施回数１回 | |
| 地域子ども会下の句かるた大会 | 実施回数１回 | 継続 | 実施回数１回 | |
| 親子映画祭 | 実施回数１回 | 継続 | 実施回数１回 | |
| 夢ランドみかさ | 実施回数１回 | 継続 | 実施回数１回 | |
| 子ども会リーダー養成研修会 | 実施回数１回 | 継続 | 実施回数１回 | |

### (3)魅力ある学校教育

| 推進事業項目 | 令和２年度<br>実施事業量等 | 目標 | 令和６年度<br>目標事業量等 | 目標達成<br>予定年度 |
|---|---|---|---|---|
| スポーツ少年団活動補助事業 | 運営費、大会参加費の補助 | 継続 | 運営費、大会参加費の補助 | |
| スポーツ指導員研修事業 | 研修会への参加 | 継続 | 研修会への参加 | |
| 学校開放 | 小・中学校 | 継続 | 小・中学校 | |
| ＰＴＡ活動の支援 | 活動費の補助 | 継続 | 活動費の補助 | |
| 小中一貫教育 | 全市展開 | 継続 | 全市展開 | |
| 小中学生による未来のみかさ絵・作文コンテスト | 優秀作品表彰 | 継続 | 優秀作品表彰 | |
| 親子英語教室実施事業 | 週１回市内在住の３歳児から小学６年生までの児童と保護者を対象に英語教室を開催する。 | 継続 | 週１回市内在住の３歳児から小学６年生までの児童と保護者を対象に英語教室を開催する。 | |

| 推進事業項目 | 令和２年度<br>実施事業量等 | 目標 | 令和６年度<br>目標事業量等 | 目標達成<br>予定年度 |
|---|---|---|---|---|
| コミュニティ・スクール（学校運営協議会）推進事業 | 平成 26 年度から活動テーマを「人と人とのコミュニティから学び・育まれる生きる力の活動の推進」とし、地域とともにある学校づくりに取組む。 | 継続 | 地域、保護者及び学校から認知された組織となるように核となる人材を確保し、地域とともにある学校づくりを推進する。 | |
| いじめ問題カウンセラー事業 | 小中高等学校にスクールカウンセラーを派遣するほか、いじめに関する研修会を１回開催する。 | 継続 | 小中高等学校にスクールカウンセラーを派遣するほか、いじめに関する研修会を１回開催する。 | |
| 吹奏楽指導者招致事業 | 三笠中学校吹奏楽部員指導として、札幌交響楽団所属の演奏者を年 54 回派遣してもらう。 | 継続 | 三笠中学校吹奏楽部員指導として、札幌交響楽団所属の演奏者を年 54 回派遣してもらう。 | |

### (4)相談窓口の充実

| 推進事業項目 | 令和２年度<br>実施事業量等 | 目標 | 令和６年度<br>目標事業量等 | 目標達成<br>予定年度 |
|---|---|---|---|---|
| 家庭児童相談員 | 相談実件数 15 件<br>終結 10 件 | 継続 | 相談実件数 15 件<br>終結 10 件 | |
| 母子・父子自立支援員 | 相談実件数 20 件<br>終結 20 件 | 継続 | 相談実件数 20 件<br>終結 20 件 | |
| 育児相談（保健師） | 開催回数 12 回<br>電話、窓口随時 | 継続 | 開催回数 12 回<br>電話、窓口随時 | |
| 発達発育相談（保健師） | 月１回開催<br>電話・窓口随時 | 継続 | 月１回開催<br>電話・窓口随時 | |
| 子育て支援センター | 設置箇所１か所<br>相談件数 80 件 | 継続 | 設置箇所１か所<br>相談件数 80 件 | |
| 青少年電話相談 | 随時 | 継続 | 随時 | |
| 民生委員児童委員 | 相談実件数 90 件/終結 70 件 | 継続 | 相談実件数 90 件/終結 70 件 | |
| 子ども・子育て利用支援窓口 | 平成 27 年度１ヵ所設置<br>（福祉事務所）<br>平成 29 年度１ヵ所追加<br>（子育て支援センター） | 継続 | 平成 27 年度１ヵ所設置<br>（福祉事務所）<br>平成 29 年度１ヵ所追加<br>（子育て支援センター） | |

### (5)有害環境対策の推進

| 推進事業項目 | 令和２年度<br>実施事業量等 | 目標 | 令和６年度<br>目標事業量等 | 目標達成<br>予定年度 |
|---|---|---|---|---|
| 有害環境対策の推進 | 有害環境・図書調査１回 | 継続 | 有害環境・図書調査１回 | |

### (6)幼保一元化の推進

| 推進事業項目 | 令和２年度<br>実施事業量等 | 目標 | 令和６年度<br>目標事業量等 | 目標達成<br>予定年度 |
|---|---|---|---|---|
| 幼保一元化の推進 | 令和２年度から実施 | 継続 | 継続推進 | |

### (7)スポーツ環境充実の支援

| 推進事業項目 | 令和２年度<br>実施事業量等 | 目標 | 令和６年度<br>目標事業量等 | 目標達成<br>予定年度 |
|---|---|---|---|---|
| スポーツ少年団への支援 | 北海道日本ハムファイターズによる野球教室<br>北海道コンサドーレ札幌によるサッカー教室 | 継続 | 北海道日本ハムファイターズによる野球教室<br>北海道コンサドーレ札幌によるサッカー教室 | |

## ４．みんなが見守る子ども等の安全と生活環境の整備

### (1)快適な生活空間の確保

| 推進事業項目 | 令和２年度<br>実施事業量等 | 目標 | 令和６年度<br>目標事業量等 | 目標達成<br>予定年度 |
|---|---|---|---|---|
| 公営住宅の確保 | 年次建替計画実施 | 継続 | 年次建替計画実施 | 令和４年度 |
| シックハウス対策の推進 | 随時実施 | 継続 | 随時実施 | |
| 公園整備 | 年次計画で整備 | 継続 | 年次計画で整備 | |
| 除雪対策 | 排雪強化 | 継続 | 排雪強化 | |

### (2)子どもの安全確保

| 推進事業項目 | 令和２年度<br>実施事業量等 | 目標 | 令和６年度<br>目標事業量等 | 目標達成<br>予定年度 |
|---|---|---|---|---|
| 「子ども１１０番」普及啓蒙 | サポートハウス・子ども110番の設置 | 継続 | サポートハウス・子ども110番の設置 | |
| 交通安全教室の開催 | 開催回数５回 | 継続 | 開催回数５回 | |

## ５．幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

### （1）教育・保育提供区域の設定

| 推進事業項目 | 令和２年度<br>実施事業量等 | 目標 | 令和６年度<br>目標事業量等 | 目標達成<br>予定年度 |
|---|---|---|---|---|
| 教育・保育提供区域 | 市内全域 | 継続 | 市内全域 | |

### （2）幼児期の学校教育・保育（施設、地域型保育事業）

| 推進事業項目 | 令和２年度<br>実施事業量等 | 目標 | 令和６年度<br>目標事業量等 | 目標達成<br>予定年度 |
|---|---|---|---|---|
| 市立保育所 | １か所 | 継続 | １か所 | |
| 認定子ども園 | １か所 | 継続 | １か所 | |
| 小規模保育事業 | | 新規 | 実施検討 | |
| 家庭的保育事業 | 保育ママ紹介事業により対応、他施策検討 | 充実 | 保育ママ紹介事業により対応、他施策実施 | |
| 居宅訪問型保育事業 | | 新規 | 実施検討 | |
| 院内保育事業等 | 市立病院内院内保育実施 | 充実 | 市立病院内院内保育実施<br>地域型の実施検討 | |

### （3）地域子ども・子育て支援事業

| 推進事業項目 | 令和２年度<br>実施事業量等 | 目標 | 令和６年度<br>目標事業量等 | 目標達成<br>予定年度 |
|---|---|---|---|---|
| 利用者支援事業 | 実施 | 継続 | 実施 | |
| 地域子育て支援拠点事業 | 子育て支援センターの充実 | 継続 | 子育て支援センターの充実 | |
| 妊婦健診検査 | 実施 | 継続 | 実施 | |
| 乳児家庭全戸訪問事業 | 実施、訪問件数 24 件 | 継続 | 実施、訪問件数 32 件 | |
| 養育支援訪問事業 | 実施、訪問件数４件 | 継続 | 実施、訪問件数 10 件 | |
| 子育て短期支援事業 | | 新規 | 実施検討 | |
| ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業） | | 新規 | 実施検討 | |
| 一時預かり事業 | 市立保育所１か所で実施 | 継続 | 市立保育所１か所で実施 | |
| 延長保育事業 | 延長保育利用者数 277 人<br>延長保育利用者延 2,167 人 | 継続 | 延長保育利用者数 336 人<br>延長保育利用者延 2,628 人 | |
| 病児・病後児保育事業 | | 新規 | 実施検討 | |

| 推進事業項目 | 令和２年度<br>実施事業量等 | 目標 | 令和６年度<br>目標事業量等 | 目標達成<br>予定年度 |
|---|---|---|---|---|
| 放課後児童健全育成事業<br>（放課後児童クラブ） | ２か所　登録者数９０名 | 継続 | ２か所　登録者数９０名 | |
| 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | | 新規 | 実施検討 | |
| 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 | | 新規 | 実施検討 | |

（４）幼児期の学校教育・保育の一体的提供

| 推進事業項目 | 令和２年度<br>実施事業量等 | 目標 | 令和６年度<br>目標事業量等 | 目標達成<br>予定年度 |
|---|---|---|---|---|
| 認定こども園 | １箇所 | 継続 | １箇所 | |

# 第Ⅶ章　幼児期の学校教育・保育提供サービスの充実

# 第Ⅶ章　幼児期の教育・保育提供サービスの充実

## １．教育・保提供区域の考え方

子ども・子育て支援法第６１条第２項の規定により、市町村は子ども・子育て支援事業計画を実施する際に、次の視点に考慮しながら「教育・保育提供区域」を独自に設定していくことが必要となります。

＜教育・保育提供区域設定のポイント＞

①地理的条件や交通事情、現在の教育・保育（幼稚園・認定こども園・保育所）の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備状況などを総合的に判断して、保護者や子どもが住んでいる場所から容易に移動することができる区域を「教育・保育提供区域」として設定します。

②子ども・子育て支援事業では、設定した区域ごとに、各事業の「量の見込み」、「確保の方策」を明確に示し、需要と供給を調整していくことが求められています。

③「教育・保育提供区域」は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて、共通の区域設定をすることが基本です。

④ただし、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態応じて小学校就学前子どもの区分ごとや地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに設定することも可能とされています。

⑤教育・保育施設や地域型事業の認可申請が事業者からあった場合には、所在する教育・保育提供区域の利用定員がすでに必要利用定員総数（量の見込み）に達している、または認可することによって必要利用定員総数を超える場合を除いて原則認可しなればなりません。

## ２．教育・保育提供区域の設定

### （１）三笠市における教育・保育提供区域

| 事業区分 | 区域設定 | 考え方 |
|---|---|---|
| １号認定（３～５歳） | １区域 | 教育・保育の区域設定については市内全域とする。 |
| ２号認定（３～５歳） | | |
| ３号認定（０歳） | | |
| ３号認定（１～２歳） | | |

（２）地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

| 11 事業 | 提供区域 | 考え方 |
|---|---|---|
| 利用者支援に関する事業<br>子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等 | ２区域 | 教育・保育施設の活動の一環であるため、市内全域とする。 |
| 地域子育て支援拠点事業<br>公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等 | ３区域 | 現状の提供体制、利用状況を踏まえ、市内全域とする。 |
| 妊婦に対して健康診査を実施する事業<br>妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業 | １区域 | 現状どおり、市内全域とする。 |
| 乳児家庭全戸訪問事業<br>こんにちは赤ちゃん事業 | １区域 | 現状どおり、市内全域とする。 |
| 養育支援訪問事業<br>養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助等） | １区域 | 現状どおり、市内全域とする。 |
| 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）<br>保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う | １区域 | 提供体制、利用状況を踏まえ、市内全域とする。 |
| 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）<br>児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施 | １区域 | 提供体制、利用状況を踏まえ、市内全域とする。 |
| 一時預かり事業<br>保育所その他の場所において、一時的に預かる事業 | １区域 | 教育・保育施設での利用も含むため、市内全域とする。 |
| 時間外保育事業<br>延長保育・休日保育 | １区域 | 通常利用する施設等での利用が想定され、市内全域とする。 |
| 病児・病後児保育事業<br>保育に欠ける乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院・保育所等の付設の専用スペース等で一時的に保育する事業 | １区域 | 提供体制、利用状況を踏まえ、市内全域とする。 |
| 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）<br>共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業 | １区域 | 各小学校区が基本だが、現状のとおり利用状況を踏まえ、市内全域とする。 |

## ３．量の見込み

本計画の作成時期における教育・保育の利用状況、アンケート調査により把握した利用希望を踏まえて、認定区分ごとに量の見込みを求めています。

＜認定区分＞

１～３号認定（子ども・子育て支援法第１９条等）

保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づいて保育の必要性を認定(子どもの認定区分)。その上で施設型給付を行う仕組みです。

| 1号認定 | 2号認定 | 3号認定 |
|---|---|---|
| ３歳以上 | ３歳以上 | ０歳児、1～2歳 |
| 教育のみ | 教育又は保育必要 | 保育必要 |
| 幼稚園、認定子ども園のニーズに該当 | 主に保育所、認定こども園のニーズに該当 | 保育所、認定こども園及び地域型保育のニーズに該当 |

## ４．提供体制の確保と実施時期

教育・保育の利用状況及びアンケート調査により把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡のとれた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込みと確保の内容及び実施時期を設定します。量の見込みについては、アンケート調査に基づき算出したデータを、現状や会議の意見を勘案し、適正なニーズ量に補正しています。

（ニーズ量：人）

| 市全域 | | R2 | | | | | R3 | | | | | R4 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | １号 3-5歳 教育 | ２号 3-5歳 教育 | ２号 3-5歳 保育 | ３号 1-2歳 保育 | ３号 ０歳 保育 | １号 3-5歳 教育 | ２号 3-5歳 教育 | ２号 3-5歳 保育 | ３号 1-2歳 保育 | ３号 ０歳 保育 | １号 3-5歳 教育 | ２号 3-5歳 教育 | ２号 3-5歳 保育 | ３号 1-2歳 保育 | ３号 ０歳 保育 |
| ①量の見込み | | 45 | 0 | 60 | 35 | 7 | 45 | 0 | 60 | 35 | 7 | 45 | 0 | 60 | 35 | 7 |
| ②確保の内容 | 特定教育･保育施設 | 45 | | 99 | 35 | 10 | 45 | | 99 | 35 | 10 | 45 | | 99 | 35 | 10 |
| | （確認を受けない幼稚園） | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 特定地域型保育事業 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ②－① | | 0 | | 39 | 0 | 3 | 0 | | 39 | 0 | 3 | 0 | | 39 | 0 | 3 |

※１号…満３歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）認定を受けた就学前子ども

２号…満３歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

〃（教育）…２号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと推定されるもの

〃（保育）…２号認定のうち、保育の必要性が高いと推定されるもの

３号…満３歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

※R2 から R6 までの児童推計人口及び H27～H30 における幼稚園・保育所の年齢別利用数から、R2 以降の利用人員を見込むものとする。

| 市全域 | | R5 | | | | | R6 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 1号 3-5歳 教育 | 2号 3-5歳 教育 | 2号 3-5歳 保育 | 3号 1-2歳 保育 | 3号 0歳 保育 | 1号 3-5歳 教育 | 2号 3-5歳 教育 | 2号 3-5歳 保育 | 3号 1-2歳 保育 | 3号 0歳 保育 |
| ①量の見込み | | 45 | 0 | 60 | 35 | 7 | 45 | 0 | 60 | 35 | 7 |
| ②確保の内容 | 特定教育･保育施設 | 45 | | 99 | 35 | 10 | 45 | | 99 | 35 | 10 |
| | （確認を受けない幼稚園） | | | | | | | | | | |
| | 特定地域型保育事業 | | | | | | | | | | |
| ②－① | | 0 | | 39 | 0 | 3 | 0 | | 39 | 0 | 3 |
| 確保方策の内容 | | 認定子ども園１園と市立認定保育所１か所で一定量確保する。左記で確保できない部分は家庭的保育事業（保育ママ）での対応を促す。 | | | | | | | | | |

●三笠市の現状

認定子ども園（幼稚園部、保育部）が民間により、三葉保育所が公立により運営されています。

●今後について

計画期間中は、令和２年度に開設された認定子ども園と三葉保育所の２施設を継続するものとします。過去の利用実績を考慮すると、実際の利用が量の見込み（ニーズ量）を下回る可能性も多分にあります。

## ５．認定こども園の普及等に係る取組み

子ども･子育て支援法の趣旨は､すべての子どもが健やかに成長するよう支援するものであって、その支援は良質かつ適切なものでなければならないとされています。

子ども・子育て支援において、幼児期の教育・保育を担う幼稚園及び保育所の役割が極めて重要であることはいうまでもありません。

幼児期の教育・保育の目的が達成されるよう国の告示により定められている「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」並びに「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」は、互いに教育・保育の内容の整合が図られています。

また、乳児期から小学校就学前までの一貫した教育・保育や発達の連続性を考慮するとともに、小学校への円滑な接続を図っていくことが重要であることから、本市として、幼稚園、保育所、認定こども園などの施設形態の違いを踏まえた上で、それぞれの施設において教育・保育・子育て支援の提供が総合的かつ一体的に図られるよう、施設・事業者の創意工夫を生かした運営を促進していきます。

# 第Ⅷ章　地域子ども・子育て支援事業の充実

# 第Ⅷ章　地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援法第５９条で定める事業（法定１３事業）について、実施したニーズ調査の結果を基に「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。

## １．利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

通常の育児相談とは異なり、具体的な子ども・子育て支援事業の利用に向けて、専門の職員が情報提供や関係機関との連絡調整などの支援を行います。

利用者支援事業　（単位：か所）

| 市全域 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| ②確保の内容 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 確保方策の内容 | 相談窓口を子ども・子育て所管に設置する。H29 年度から子育て支援センターに増設し、２か所を確保している。 | | | | |

※ニーズ調査によらず算出する事業

●三笠市の現状

相談窓口を子ども・子育て所管及び子育て支援センターに開設しています。

●今後について

当市においては専門の職員を配置するまでの需要が見込めないことから、現行体制（兼任）の中で利用者支援を実施することとします。また、その後の推移を見ながら平成 29 年度からは子育て支援センターにおいても実施しています。

## ２．地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

地域子育て支援拠点事業　（ニーズ量：人回/年）

| 市全域 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 939 | 939 | 939 | 939 | 939 |
| ②確保の内容 | 1181 | 1181 | 1181 | 1181 | 1181 |
| | 3か所 | 3か所 | 3か所 | 3か所 | 3か所 |
| ②－① | 242 | 242 | 242 | 242 | 242 |
| 確保方策の内容 | 施設が特色を生かし、利用者の確保に努める。H30 までは子育て支援センター１箇所で、H31 からは岡山地区道営住宅集会所内にも開設して対応している。また、R2からは認定こども園内にも開設予定。 | | | | |

（参考）利用実績

| 子育て支援センター | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | 単位 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ちびっこクラブ（未就学児） | 495 | 590 | 776 | 450 | 483 | 人回/年 |
| 子育て相談 | 68 | 27 | 41 | 25 | 25 | 件 |

●三笠市の現状

三笠市児童館内に三笠市子ども子育て支援センターを開設しています。

●今後について

平成 30 年度に道営の子育て支援住宅 16 戸及び集会所が完成し、令和元年度から同集会所内において週３日（1 日５時間）、地域子育て支援拠点事業を開設しています。

## ３．妊婦一般健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊婦健康診査

| 市全域 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | 単位 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 0歳児人口推計 | 39 | 38 | 34 | 34 | 32 | 人 |
| 受診票配布件数 | 39 | 38 | 34 | 34 | 32 | 件 |
| 検診回数/人 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 | 回 |
| 検診回数 | 546 | 532 | 476 | 476 | 448 | 回 |
| 確保方策の内容 | 実施場所：医療機関<br>実施時期：通年実施<br>実施体制：医療機関との委託契約<br>検査項目：国が定める基本的な妊婦健康診査項目 | | | | | |

※ニーズ調査によらず算出する事業

※人口推計による年度別の出生児童総数を見込みとした。

（参考）利用実績

| 検診回数 | H２６ | H２７ | H２８ | H２９ | H３０ | 単位 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一般検査 | 452 | 510 | 472 | 464 | 440 | 回 |
| 超音波検査 | 200 | 222 | 198 | 183 | 176 | 回 |

●三笠市の現状

赤ちゃんが順調に育っているか、母体に負担がかっていないかなどを確認するため、公費負担により医療機関において定期的な健診を行う事業です。

妊婦届出時に母子健康手帳を交付する際に、妊婦健康診査受診票及び超音波検査受診票を併せて交付することにより、健診に係る費用負担を軽減し、受診率の向上を図っています。

国の基準による、望ましい健診の回数は 14 回程度であるため、現在、妊婦一般健康診査受診票 14 枚と超音波検査受診票６枚を交付し、基本的な妊婦健診の費用を助成しています。

●今後について

国の定める健診回数・実施時期、検査項目の基準を必要最低限度とし、計画期間中も、現行のまま継続して実施します。受診率向上のための普及 ・啓発活動を進めます。

## ４．乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、育児相談や子育て支援に関する情報提供、養育環境等の把握を行う事業です。

乳児家庭全戸訪問事業

| 市全域 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | 単位 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ０歳児人口推計 | 39 | 38 | 34 | 34 | 32 | 人 |
| 訪問数 | 39 | 38 | 34 | 34 | 32 | 件 |
| 訪問率 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | % |
| 確保方策の内容 | 訪問率 100%を確保する。実施体制（職員人数）：保健師２名、実施機関：総務福祉部保健福祉課 | | | | | |

※ニーズ調査によらず算出する事業

（参考）利用実績

| 乳児家庭全戸訪問 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | 単位 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 訪問数 | 38 | 43 | 38 | 41 | 40 | 件 |

●三笠市の現状

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師が訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、各家庭の養育環境を把握しています。三笠市では、母子保健法に基づく新生児訪問を兼ねて実施しています。料金はかかりません。

●今後について

新計画期間中も、現行のまま継続して実施します。引き続き、産後早期の訪問により母親の育児不安の解消を図ることなどを目的に、全家庭を訪問することを基本とします。

## ５．養育支援訪問事業・その他要保護児童等の支援に資する事業

養育支援訪問事業とは、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

その他要保護児童等の支援に資する事業とは、要保護児童対策協議会の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

養育支援事業

| 市全域 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | 単位 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 訪問世帯数 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 件 |
| 延べ訪問数 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 件 |
| 確保方策の内容 | 訪問率 100%を確保する。実施体制（職員人数）：保健師３名、実施機関：総務福祉部保健福祉課 | | | | | |

※ニーズ調査によらず算出する事業

（参考）利用実績

| 養育支援訪問事業 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | 単位 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 訪問数 | 4 | 7 | 4 | 5 | 6 | 件 |

●三笠市の現状

特定妊婦及び産後うつや育児不安の強い母親に対して、保健師が訪問し、養育支援を行っています。

三笠市では、児童福祉法の規定に基づき、平成 17 年度に要保護児童対策地域協議会を設置。調整機関は市福祉事務所とし、構成機関は市の関係課、社会福祉協議会、幼稚園、市立三笠総合病院、青少年育成センター、校長会、保健所、児童相談所、警察署等としています。必要に応じ、要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童）に関する情報交換や、支援の方策を協議しています。毎年数件の個別ケース検討会議の開催実績があります。

●今後について

新計画期間中も、現行のまま継続して実施します。引き続き、様々な関係機関との連携強化や、担当職員の専門性強化を図ります。

## ６．子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ））。一時預かりと類似の事業ではありますが、児童養護施設等において実施するなど、児童の一時的な保護という側面が強い事業です。

子育て短期支援事業（ショートスティ）　（ニーズ量：人日/年）

| 市全域 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②確保の内容 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②－① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 確保方策の内容 | 利用希望が見込めないことから０箇所 | | | | |

●三笠市の現状

当市では未実施です。

●今後について

アンケート調査にて利用希望が見込めなかったことから、実施を見送るものとします。

## ７．ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。援助を受ける場合、料金がかかることが通常です。

子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）（就学児）　　（ニーズ量：人日/週）

| 市全域 | R2 | | R3 | | R4 | | R5 | | R6 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 学年 | 低学年 | 高学年 | 低学年 | 高学年 | 低学年 | 高学年 | 低学年 | 高学年 | 低学年 | 高学年 |
| ①量の見込み | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②確保の内容 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②－① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 確保方策の内容 | 利用希望が見込めないことから０箇所 | | | | | | | | | |

●三笠市の現状
当市では未実施です。

●今後について
アンケート調査にて利用希望が見込めなかったことから、実施を見送るものとします。

## ８．一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

幼稚園における在園児の一時預かり（預かり保育）　　（ニーズ量：人日/年）

| 市全域 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①　量の見込み | 3,187 | 3,187 | 3,187 | 3,187 | 3,187 |
| ②　確保の内容 | 3,187 | 3,187 | 3,187 | 3,187 | 3,187 |
| | １か所 | １か所 | １か所 | １か所 | １か所 |
| ②－① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 確保方策の内容 | 園全体の状況を見極め、一時預かり事業の調整を図る。認定子ども園（幼稚園部）１か所で対応。 | | | | |

一時預かり事業（その他）　　（ニーズ量：人日/年）

| 市全域 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 |
| ②確保の内容 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 |
| | １か所 | １か所 | １か所 | １か所 | １か所 |
| ②－① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 確保方策の内容 | 一時預かり・一時保育は三葉保育所１か所で各１日平均 1.5 人程度の受入体制を確保する。可能な限り家庭的保育事業等で一時預かり事業を拡大する。 | | | | |

●三笠市の現状

当市では、次の一時預かり事業を実施しています。

三葉保育所での一時保育～保護者の労働、職業訓練、就学等による一時的、又は傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等による緊急的に家庭保育が困難なときに預かる事業。月 14 日まで利用可能。２歳から就学前まで利用可。月～土曜、7 時 30 分から 18 時 30 分までの保育。利用料は、2 歳児・日額 3,200 円(保育時間 4 時間未満 1,600 円)、3 歳以上児･日額 1,600 円(保育時間 4 時間未満 800 円)。

認定子ども園の幼稚園部の在園児を対象とした預かり保育も実施します。幼稚園終了後、17 時 30 分までの預かり。平日のみ実施。他に夏・冬・春休み等の一日預かりも実施する見込みです。

●今後について

三葉保育所での一時保育を、一時預かり事業（その他）として、新計画期間中も現行のまま実施します。ニーズ に見合った人員体制の確保を図ります。

認定子ども園での預かり保育は、幼稚部では在園児を対象とした一時預かり事業として実施します。保育園部での実施は令和 2 年度の開園後の状況を踏まえて検討していきます。

## ９．時間外（延長）保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

時間外保育事業　（ニーズ量：人/年）

| 市全域 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 28 | 28 | 28 | 28 | 28 |
| ②確保の内容 | 28 | 28 | 28 | 28 | 28 |
| | ２か所 | ２か所 | ２か所 | ２か所 | ２か所 |
| ②－① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 確保方策の内容 | 保育標準時間と保育短時間を設定することにより、新たな延長保育時間を設定する。内部体制で確保する。 | | | | |

※実績と保育所開所時間の拡大（国の 11 時間に合わせる）により、前後 30 分で 8 割が解消される見込みで算出する。

（参考）利用実績

| 延長保育事業 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | 単位 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 利用数 | 2,096 | 19 | 22 | 23 | 18 | |

●三笠市の現状

当市では、市立保育所及び認定子ども園で時間外（延長）保育を実施します。

市立保育所の通常開所時間は 8 時から 18 時までで、開所前後 30 分を延長保育時間とし、延長保育利用料 1 日当たり 160 円を徴収しています。

●今後について

新計画期間中も、継続して市立三葉保育所で実施します。新制度への移行により、保育標準時間が 11 時間（保育時間 1 時間延長）、保育短時間が 8 時間となることから、市立保育所の標準開所時間を 7 時 30 分から 18 時 30 分までとなっています。

◎延長保育料

・保育標準時間認定を受けた場合

午前７時から午前７時 30 分まで及び午後６時 30 分から午後７時までの利用　　１６０円

・保育短時間認定を受けた場合

ア　午前７時から午前８時までの利用　　１６０円

イ　午後４時から午後５時までの利用　　１６０円

ウ　イに引き続き午後５時から午後６時までの利用　　１６０円

エ　ウに引き続き午後６時から午後７時までの利用　　１６０円

## 10. 病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

病児・病後児保育、ファミリーサポートセンター（病児・病後児）

| 市全域 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 587 | 591 | 573 | 548 | 538 |
| ②確保の内容 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 0 か所 | 0 か所 | 0 か所 | 0 か所 | 0 か所 |
| ②－① | ▲ 587 | ▲ 591 | ▲ 573 | ▲ 548 | ▲ 538 |
| 確保方策の内容 | 病院の体制が確保できず困難性があり、今後の課題とする。 | | | | |

●三笠市の現状

当市では未実施です。

●今後について

国の基準を満たすためには、専任の看護師・保育士配置や専用スペースの確保が必須となっていますが、保育所における慢性的な保育士不足の中で配置できる余裕がないことや、看護師の専任配置や専用スペースの確保に相当な経費がかかるにも関わらず、他市の利用実績からは供給過剰になる懸念が持たれることから、国の助成を受けて（国の基準を満たして）の事業実施は、現段階では困難であると考えます。しかし、潜在的なものも含め、一定程度のニーズがあることも事実であり、供給量不足の解消を模索し、連携する医師確保（広域も含む）を前提に、市の単独事業とすることも視野に入れつつ、保育所兼任の保育士や他施設兼務の看護師を配置した病児保育事業の実施の可否を検討していきます。現段階で新計画期間中の実施を盛り込むことは不可能と考えますが、積極的に検討を進め、実施できる目処がついた場合は子ども・子育て会議での協議を経て、計画を変更します。

## 11. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

放課後児童健全育成事業　（ニーズ量：人/年）

| 市全域 | R2 | | R3 | | R4 | | R5 | | R6 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 学年 | 低学年 | 高学年 | 低学年 | 高学年 | 低学年 | 高学年 | 低学年 | 高学年 | 低学年 | 高学年 |
| ①量の見込み | 80 | 10 | 80 | 10 | 80 | 10 | 80 | 10 | 80 | 10 |
| ②確保の内容 | 90 | | 90 | | 90 | | 90 | | 90 | |
| | 2か所 | | 2か所 | | 2か所 | | 2か所 | | 2か所 | |
| ②－① | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| 確保方策の内容 | ニーズの拡大による低学年の受入れ体制を確保する。また、高学年の需要に対しては、別途部屋の確保が必要であることから、今後においても関係所管と協議・連携の上、高学年ニーズの確保方策を模索して行きます。 | | | | | | | | | |

（参考）利用実績

| 登録児童数 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | 単位 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 低学年 | 44 | 48 | 48 | 46 | 59 | 人 |
| 実施箇所数 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 2か所 | 所 |

●三笠市の現状

当市では、児童館内の放課後児童クラブにおいては、保護者が就労や疾病などにより昼間家庭にいない児童（小学生）を、月曜日から土曜日に最長 18 時（平成 30 年 4 月 1 日からは 18 時 30 分）までお預かりしています。1 か月の利用料は 3,000 円。平成 26 年度にクラブの教室を増築し、定員を 30 名から 40 名に増員しましたが、平成 29 年度における事前申込みにおいて、平成 30 年度の利用希望者が 56 名となり、今後においても児童館内で確保できなくなる見込みとなったことから、三笠小学校１階のミーティングルームを活用して、小学 1 年生を対象とした放課後児童クラブを開設しました（定員３０名）。市内全体の登録児童はここ数年、増加傾向にあります。

●今後について

平成 30 年度の登録児童数並びに今後の推移により補正した量及び確保の内容に応じた提供を行います。

新制度では小学校 6 年生までを対象とすることとされており、ニーズの拡大による低学年の確保を優先しつつも、関係所管と協議・連携の上、高学年ニーズの確保方策を模索して行きます。

## 12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。保育料とは別途徴収される実費徴収分に係る、低所得者の負担軽減策として実施される事業です。

●三笠市の現状

国の新制度における新規事業であることから、実績はありません。

●今後について

当面実施を見込まないものとします。負担軽減対策として、ガンバレ子育て応援事業「三笠市保育所負担金及び幼稚園授業料助成事業（商品券交付）」を代替事業とします。

## 13. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。

●三笠市の現状

国の新制度における新規事業であることから、実績はありません。

●今後について

当市のような特定教育・保育施設等への新規参入が見込まれない小規模自治体にあっては、必要性の低い事業であると判断し、実施を見込まないものとします。今後、新たな事業所の参入が見込まれる状況にあると見なされた場合、実施を検討します。

# 第Ⅸ章　計画の推進

# 第Ⅸ章　計画の推進

本市では、計画の策定に向けて、学識経験者、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者などから構成される「三笠市子ども・子育て会議」を設置し、議論を行っています。本会議は子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況を調査審議する場に位置付けられています。

## １. 点検、評価（ＰＤＣＡ）

■本計画は、ＰＤＣＡサイクルに基づき進行管理を行うこととし、個別事業の進捗状況と計画全体の成果の両面から毎年度点検・評価を行い、その結果を公表する。

■計画に定めた量の見込みが実際の認定状況と大きく乖離し、必要と考えられる場合には、計画期間の中間年を目安として計画の見直しを行う。

## ２. 推進体制

■進行管理にあたっては、三笠市子ども・子育て会議において意見を聞く。

※ PDCA サイクル
Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）のプロセスを繰り返すことで、継続的に業務改善を行う手法